

入 札 参 加 心 得

(総則)

第1条 この心得は、入札に参加しようとするものが守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札の条件)

第2条 入札参加者は、品目書及び契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。但し、この場合において品目書等について疑義あるときは関係職員の説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札書及び委任状)

第4条 入札書は市が指定した書式により作成し、封印のうえ表面に「何々入札書 在中」と明記し、裏面に入札者の住所、氏名を記載及び押印のうえ入札箱に投入しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

3 前項の場合において、入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

第4条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は入札を辞退するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届け出を行うものとする。

(1) 入札執行前 入札辞退届を入札執行者に直接持参し、又は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する発送（入札日の前日までに到達するものに限る。）する届出

(2) 入札執行中 入札箱に入札辞退届を投入する届出

(開札)

第6条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の日時、場所に提出しない入札

(4) 入札金額、入札参加者の氏名（法人の場合にあつては、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記載しない入札をした者並びにその者の押印のない入札をした者

- (5) 金額を訂正した入札
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (7) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
 - (8) 同一事項の入札について、2 以上を入札した者の入札
 - (9) 同一事項の入札について、自己の他、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
 - (10) 同一事項の入札について、2 以上の代理人をした者の入札
 - (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札
- (入札の中止)

第 8 条 入札辞退等により入札参加者が 1 人の場合には、入札の執行を取り止める。

- 2 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は、入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。
- 3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- 4 入札者が 1 人の場合は、開札しない。

(落札の決定)

第 9 条 入札を行なった者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が 2 以上ある場合の落札者の決定)

第 10 条 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第 11 条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 第 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号及び第 8 号から第 10 号までの規定に基づき、無効とされた入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(落札決定通知)

第 12 条 落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第 13 条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して 7 日以内に、市指定の契約書（契約金額が 130 万円以下の場合は請書にすることができる。）を作成して契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合はその期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- 3 前項の場合において、落札者は免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならな

い。

(契約の確定)

第 14 条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに当該契約が確定する。

(契約保証金)

第 15 条 契約保証金は、契約規則第 32 条第 2 項第 3 号に基づき、免除する。

(準用)

第 16 条 この心得は、随意契約について準用する。

(その他事項)

第 17 条 その他この心得に明記しない事項については、市の指示するところによる。